

花巻市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和8年6月25日

花巻市監査委員	萬	久	也
花巻市監査委員	横	田	忍

記

1 監査の対象

地域振興部

地域づくり課（振興センター、地区社会体育館含む）、定住推進課、防災危機管理課

生涯学習部

文化会館、賢治まちづくり課（宮沢賢治童話村含む）、スポーツ振興課（自然休養村広場、鉛温泉スキー場、東和B&G海洋センター含む）、花巻図書館（大迫図書館、石鳥谷図書館、東和図書館含む）、花巻新渡戸記念館、宮沢賢治記念館、宮沢賢治イーハトーブ館

消防本部

総務課、警防課、予防課、花巻中央消防署、花巻北消防署

2 監査の実施日

令和8年5月13日～5月14日

3 監査の内容

令和7年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の方法

花巻市監査基準及び令和8年度花巻市監査計画に基づき、あらかじめ所定の調書及び関係書類の提出を求めたうえで、事務の執行及び経営に関する事業の管理が法令等に基づき、適正でかつ効率的に行われているかに着眼し、通常実施すべき監査手続きにより、その内容を調査照合するとともに、必要に応じてその都度関係職員から説明を聴取して確認を行った。

5 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業の管理はおおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。